

「相続分野の民法が改正された」

弁護士法人 第一法律事務所

弁護士 福田 正 氏

平成30年9月27日

大阪第一ホテルにて

【要約】

◆配偶者の居住権を保護するための方策

①配偶者短期居住権

- 相続開始時に被相続人の建物（他の相続人や第三者との共有でも可）に無償で居住していた配偶者は、一定期間、居住建物を無償で使用できる。
- 被相続人の許諾や同居は不要。
- 配偶者に相続欠格事由があるとき、相続廃除により相続権を失ったときは、配偶者短期居住権を有しない。
- 「使用」権原はあるが「収益」権限はない。
- 善良な管理者の注意をもって建物を使用しなければならない。
- 配偶者の建物使用に義務違反があれば、居住建物取得者は居住権の消滅を請求できる。
- この権利で受けた利益は配偶者の具体的相続分にカウントしない。

- 存続期間は、遺産分割協議の場合は、建物帰属が確定した日又は相続開始時から6か月経過する日のいずれか遅い日まで。それ以外の場合は、居住建物取得者から短期居住権消滅の申し入れがあった日から6ヶ月間。
- この権利は、居住建物取得者から建物を譲り受けた第三者には対抗できない。抵当権が実行された場合も同様。
- 第三者への建物譲渡等により建物使用を妨げられた配偶者は、居住建物取得者に損害賠償請求ができる。

②配偶者居住権

- 相続開始時に被相続人の建物（配偶者以外の者との共有は不可）に居住していた配偶者は、一定要件の下、原則として終身の間、居住建物を無償で使用・収益できる。
- 遺産分割により配偶者が配偶者居住権を認められたか、遺言により配偶者に配偶者居住権が遺贈されたことが必要。
- 家庭裁判所は、一定の場合に限り、遺産分割の審判において配偶者居住権の取得を定めることができる。
- 居住建物が相続人以外の者に遺贈された場合は、配偶者居住権は成立しない。
- 建物は善良な管理者の注意をもって使用収益しなければならない。
- 配偶者居住権は譲渡できない。
- 配偶者に建物使用につき義務違反があった場合、居住建物所有者は配偶者居住権の消滅を請求できる。
- 持戻し免除の意思表示が認められる場合を除き、配偶者は配偶者居住権の財産的価値に相当する金額を相続したものと扱われる。
- 存続期間は終身。ただし、遺産分割協議または遺言に別段の定めがある場合及び家庭裁判所による審判において別段の定めをしたときは、その定めによる。
- 存続期間につき別段の定めがなされた場合、存続期間は期間満了により終了。更新はない。
- 配偶者居住権は、登記があれば第三者に対抗できる。
- 居住建物所有者は、配偶者居住権の登記を行う義務を負う。

◆遺産分割等に関する見直し

- ①婚姻期間 20 年以上の場合で、居住の用に供する建物又は敷地を遺贈又は贈与したときは、持戻しを免除したものと推定する。
 - 贈与・遺贈の時点で居住の用に供されていることが必要。
 - 改正法施行日以後に贈与・遺贈されたものであることが必要。
- ②預貯金債権については、最高裁判決により遺産分割の対象となった。各相続人は単独で権利行使できない。
 - ただし、各相続人は、遺産の預貯金債権のうち相続開始時の債権額の3分の1に相続人の法定相続分を乗じた額については、単独でその権利行使することができる。なお、生活費や葬式費用等を考慮して、法務省令で定める額を限度とする。

- ・遺贈、贈与された預貯金債権には適用されない。
- ・権利行使により取得した預貯金は、遺産の一部分割により取得したものとみなされる。

◆遺言制度に関する見直し

①自筆遺言証書に関する改正

- ・目録は自書する必要はない。パソコン印字、代筆、不動産の全部事項証明書や預金通帳の写し等の添付もOK。
- ・ただし、目録の毎葉に署名押印がある。なお、裏表記載の場合は両面に署名押印が必要。
- ・また、契印や同一印による押印は不要。
- ・平成31年1月13日以降に作成された自筆証書遺言について適用される。

②自筆証書遺言は法務局で保管が可能

- ・保管できるのは一定の様式に従って作成した封のされていない自筆証書遺言に限る。
- ・遺言者本人が自ら出頭して行う必要がある。
- ・遺言書は一定期間が経過するまで保管される。
- ・遺言者は、保管場所に自ら出頭すれば遺言書の閲覧や保管申請の撤回ができる。
- ・遺言者の相続人等は、遺言者が死亡した後は、遺言事項を証明する書面の交付や遺言書の閲覧ができる。
- ・誰でも関係相続人か否かを確認するため、法務局で遺言書保管の有無を確認できる。

◆遺留分制度に関する見直し

①遺留分侵害額の請求

- ・現行、遺留分権利者は、受遺者・受贈者に遺留分の侵害額に相当する金銭の支払いを請求できないが、これをできるように改正した。

②遺留分算定方法の見直し

- ・遺留分算定にあたっては、相続人に対する特別受益にあたる贈与は時期を問わず算入するとされていたが、相続開始前10年間にされたものに限り参入することとした。

◆相続の効力等に関する見直し

①共同相続における権利の承継の対抗要件

- ・これまでは相続させる遺言により不動産を取得した相続人は、登記がなくても第三者に対抗できたが、今後は法定相続分を超える部分は、登記がなければ第三者に対抗できない。

②相続債務の承継

- ・被相続人が有した債務の債権者は、相続分の指定がなされた場合でも、各共同相続人に対し法定相続分に応じてその権利を行使することができるとした。ただし、債権者が相続人の1人に対して、その指定された相続分に応じた債務の承継を承認したときはこの限りでない。

◆相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

- ・被相続人に無償で療養看護等の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加につき特別の寄与をした被相続人の親族（特別寄与者）は、相続人に対し、その寄与に応じた金銭の支払いを請求できる。
- ・特別の寄与とは、通常期待される程度を超える貢献が必要だが、高度である必要はない。
- ・対象は被相続人の親族で、相続人でない者。
- ・特別寄与の金額について協議が調わないときは、家庭裁判所に処分請求できる。

【本文】

1. 今回の相続法改正の経緯

民法の相続分野がなぜ今改正されたのか。それは高齢化社会が進んできた結果、昔とは家族構成が大きく変わってきたことと、それに伴って家族のあり方に関する国民の意識も大きく変化したことによります。そしてまた、高齢化社会ということで、相続開始時に残された配偶者もまた高齢者になっている状況があることから、この残された配偶者を保護しなくてはならないという背景があったと言われています。

ここで改正の経過を振り返ってみますと、平成 25 年に最高裁で「非嫡出子の相続分が嫡出子の 2 分の 1 と定めた民法の規定は違憲である。」とする判決が出ました。これを受けてただちにその部分の条項を削除する改正が行われましたが、その時に相続法の全般について、もう一度見直す必要があるのではないかということから、改正に向けての議論が始まりました。

平成 26 年 1 月、法務省でワーキングチームによる検討が始まり、翌 27 年 2 月に法務大臣から法制審議会に諮問され、何度かのパブリックコメントを経た上で、30 年 2 月に法務大臣に対して審議会から要綱が答申されました。

そして、30 年 7 月 6 日、国会で改正法案が可決・成立し、7 月 13 日に改正案が公布されました。

この改正法は、公布された日から 1 年の範囲内において政令で定める日に施行するとなっていますから、平成 31 年 7 月 13 日までのどこかで施行日が決まります。施行日以後に発生した相続から、この改正法が適用されます。

ただし、それぞれの改正部分について一律に適用がスタートするわけではありません。改正の内容ごとに、適用がスタートする日についての附則があって、例えば「公布から 2 年内の範囲内で政令が定める日から適用する。」とか、「公布の日から 6 ケ月経過した日から適用する。」など、それぞれ違っていますから、

少し注意が必要かと思えます。

2. 改正法の内容

今回の相続法の改正は、昭和 55 年以来の大幅な見直しです。昭和 55 年の時は、配偶者の相続分を 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げた他、相続人の寄与分制度を新たに設けました。

今回は 6 つの分野で改正が行われます。①配偶者の居住権を保護するための方策、②遺産分割等に関する見直し、③遺言制度に関する見直し、④遺留分制度に関する見直し、⑤相続の効力等に関する見直し、⑥相続人以外の者の貢献を考慮するための方策です。

広い範囲で改正されましたが、どういう考えで今回の改正を行ったのかと言いますと、最初に申し上げたように、高齢化に合わせて高齢配偶者の保護が要るということと、今までの相続の中で不公平感を醸成していた部分がありますので、そういう不公平感がないようにしたということです。

それから、自筆証書遺言は使い勝手が非常に悪いので使いやすくしようということ、また預貯金の関係では最高裁の判断に対応するように変更しました。

そしてもう一つは、裁判例とか実務の中で定着した取扱いがなされていることについて、明文化したということです。

3. 配偶者の居住権を保護するための方策

①「配偶者居住権」が創設された

まずは新聞等々でも大きく取り上げられた配偶者の居住権保護に関するものです。今回の改正の目玉かと思えます。

現状は、ご夫婦がご主人名義の家に住んでいるとして、奥さんはどういう形でこの建物を使用収益しているのかというと、所有者であるご主人の履行補助者という立場、すなわちご主人の所有権の反映で住んでいると解釈されています。

問題は、ご主人が亡くなると、奥さんは履行補助者という立場がなくなってしまいますので、上記解釈からすれば、奥さんはこの建物に住む権限がなくなってしまいます。それでは残された奥さんが困るということで、最高裁が平成 8 年に「相続人が相続開始時に被相続人の建物に同居していた場合は、特段の事情が無い限り、被相続人が亡くなったときから遺産分割協議がなされて建物の帰属が決まるまでの間、使用貸借契約が成立していたと推認される。」という判断を下しました。

つまり配偶者は使用借権に基づいて、この建物を使うことが認められたのです。

しかしながら、この権利は、特段の事情があれば覆ってしまいます。例えば、建物を第三者に遺贈するという遺言があれば、奥さんの使用借権は第三者に対抗できなくなってしまい、この建物に住めなくなってしまいます。これは問題だということで、今回、配偶者の居住権を創設する法改正が行われました。

この配偶者居住権には「配偶者短期居住権」と「配偶者居住権」の 2 つがあります。

②配偶者短期居住権

配偶者短期居住権は、「被相続人の財産に属する建物に相続開始時に無償で居住していた配偶者は、その居住建物の所有権を相続又は遺贈により取得した者に対し、一定期間、居住建物を無償で使用できる権利を有する。」というものです。

要は、建物の帰属が決まるまでの間の比較的短期間に限って、配偶者に居住を認めましょうという内容です。

○成立要件

この短期の居住権が成立する1つ目の要件は、被相続人の財産に属する建物であることです。つまり賃借している建物ではこの権利は成立しません。

この場合、被相続人の財産に属していればいいわけですから100%持っている必要はありません。他の相続人や第三者との共有であっても構いません。

2つ目の要件は、無償で居住していたということです。つまり履行補助者の立場で住んでいたようなケースを念頭に置いています。

ですから実際は無いかと思いますが、奥さんが賃借権を持っていたような場合は該当しません。例えば、ご主人に賃料を払って住んでいたケースでは、その賃借権に基づいて居住し続けることができますので、保護する必要はないでしょうということです。

無償で居住していたことが要件ですが、被相続人が住むことを許していたかどうか、被相続人も一緒に住んでいたかどうかは関係ありません。ご主人と別居していても、この居住権は成立します。

3つ目は、配偶者が「配偶者居住権」を取得したとき、相続欠格事由があるとき、相続廃除により相続権を失ったときは、この短期居住権は成立しないということです。

相続欠格とは、相続人としての資格を欠くことですから、相続人ではなくなります。

相続廃除とは、被相続人に酷いことをしたことを理由に、遺言で「相続させない。」と相続人から廃除されるケースです。こういう人には居住権は認められません。

なお、配偶者居住権を取得した人は、原則として死ぬまで住む権利を取得することになりますので、併せて短期居住権を認める必要はありません。

○権利の内容

この短期居住権は、基本的には使用貸借に基づく使用权に類似した権利という建付けがなされています。したがって、権利内容としては、1つ目は居住建物を無償で使用する権利とされています。

ただし、建物の一部だけを使っていたようなケース、例えば2階建てでご主人と一緒に2階に住んでいて、1階は第三者が使っていた場合は、今まで使っていた2階部分だけを無償で使用することができます。

2つ目は、短期居住権については、使用権限はありますが収益権限はありません。ですから誰かに貸して賃料を貰うことはできません。

もちろん使用貸借類似ということで、人の物を使うわけですから、従前の用法に従って善管注意義務をもって使わなければなりません。

この善管注意義務に反して乱暴な使い方をした、故意にどこかを壊した、そんなことがあれば、その建物を取得した相続人や受遺者は、短期居住権を消滅させる権利を持っていますので、権利消滅を請求されてしまう可能性があります。

もう一つ、配偶者居住権と短期居住権の違いに関わりますが、配偶者居住権は基本的に終身住むことができる権利ですので、それなりの価値があります。したがって、配偶者は相続で配偶者居住権の価値を取得したものとして扱われます。

これに対して、短期居住権は、短期の居住にとどまりますので、配偶者の相続分には何ら影響を及ぼしません。したがって、短期居住権により受けた利益は、相続分から差し引かれることはありません。

○存続期間

ではこの短期居住権を取得すれば、一体いつまで住めるのかということです。次の2つのケースによってその住める期間は異なります。

1つ目は、居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産分割をした場合です。

簡単に言えば、被相続人がこの建物を誰かに遺贈するか、誰かに相続させるとか、そういう遺言を全く残していない場合です。そういう場合は、全共同相続人が遺産分割をして建物の帰属を決めます。

もう1つは、それ以外の場合です。例えば、被相続人が「誰々に何々を相続させる。」というような遺言を残している場合です。

この2つで存続期間が異なります。

まず1つ目の遺産分割で建物の帰属を決めた場合は、遺産分割によってその居住建物の帰属が確定した日又は相続開始時から6ヶ月を経過する日のうちどちらか遅い日までです。

この趣旨は何かと言うと、例えば、遺産分割協議において相続人の数も限られているし、他の財産もあるし、特段相続人間に不平不満も無く、建物は長男が相続することになった場合、それが相続開始から1か月目に決まったとしたら奥さんはそこまでしか住めないのかという問題が出てきます。

「そんなすぐに引っ越せと言われても困る。」と、奥さんは、長男が相続することに異論を述べて、協議がまとまらないことも起こりかねないので、早期に遺産分割協議が成立したとしても相続開始時から6か月間は住めるようにしたのです。

ただ現実には、遺産分割は揉めることが結構多いのです。結果、当事者間での協議が整わなくて、遺産分割の調停なり審判の申し立てをすることになれば、この居住建物の帰属が確定するのは、調停、審判で確定するまでということになります。

ということになれば、6か月どころか、今の裁判実務からいけば1年、2年かかることもありますので、どちらか遅い方ということであれば、結構長い間そこに住むことができます。短期でなくなるということも起こりえます。

2つ目が、遺産分割で決める場合以外の場合での存続期間です。

例えば、遺言で「自宅建物は長男に相続させる。」とか、「自宅建物は第三者に遺贈する。」とされているような場合です。または、そういう遺言は無く、遺産分割協議をするのだけれども、配偶者が相続放棄を

したような場合です。

こういう場合、配偶者はいつまで住めるのか。

遺贈でもらった第三者や相続させる遺言でもらった長男など、その建物取得者はいつでも配偶者短期居住権の消滅を申し入れることができますとなっていますので、建物取得者から居住権消滅の申し入れがあったときは、その申し入れ日から6か月が経過する日までは住むことができます。

ということは、消滅請求が無い限り、配偶者は住み続けることができます。

なお、配偶者が相続放棄した場合も短期居住権は認められますが、ではなぜ相続放棄をしたのに短期居住権が認められるかということです。

それは、相続放棄をすると相続人ではなくなります。ということは、建物の共有者の1人にもならないので共有持分という権利はなく、共有持分に基づいて住むことはできませんし、被相続人と同居している相続人に使用貸借契約の成立を推認した最高裁の判例によっても保護されなくなりますので、何らかの都合で配偶者が相続放棄しても、短期居住権による保護を認めたのです。

○第三者対抗力

この配偶者短期居住権は第三者に対する対抗力はありません。「居住建物を長男に相続させる。」という遺言があったので、長男から「お母さん。もう出て行って。」と言われても、お母さんは、6か月間は住んでいられますが、長男が1月目に第三者に家を売ってしまった。そして買主から「出て行って。」と言われてたら、配偶者は「短期居住権があるから。」と主張して住み続けることはできません。

また、自宅に抵当権が設定されていて、その抵当権が実行されてしまった場合も、その買受人に対して、短期居住権は対抗できません。出て行かなければなりません。

しかし「これではあまり酷いじゃないか。」ということで、若干手当が行われました。つまり、建物取得者は、第三者に売ったりする方法で、配偶者の居住を妨げてはならないとしたのです。

今の例で言えば、長男は、配偶者に短期居住権のある間は建物を売ったりしてはいけないという規定を設けたのです。しかし、これは第三者へ対抗力を与える規定ではありませんので、第三者から「出ていけ。」と言われたなら、配偶者は出て行かなければなりません。

しかしながら、この場合、家を売った長男は配偶者の居住を妨げてはならないという規定に違反します。その結果、お母さんは家に住めなくなった。損害を被ったということで、お母さんは長男に損害賠償請求することができるとしたのです。こういうペナルティーを科すことで「短期居住権の期間内は家を売ることはしないように。」という規制を設けたのです。

この短期居住権に関する規定は、法律の施行日の定めとは違って、公布の日から2年を超えない範囲で定める日以降に開始した相続について適用するとなっています。法律の施行日（公布の日から1年内）と異なる可能性がありますのでご注意ください。

③配偶者居住権

配偶者居住権とは、居住建物に相続開始時に居住していた被相続人の配偶者は、一定の要件の下で、居

住建物の全部について無償で使用、収益する権利を有するというものです。

○成立要件

この配偶者居住権が成立する要件の1つ目は、短期居住権の場合と同様に、被相続人の財産に属した建物であることです。

短期居住権の場合は、居住建物が第三者との共有であっても居住権は成立しました。これは何故かと言うと、基本に短い期間ですから第三者に「それぐらいの期間は我慢して。」と言えるからですが、配偶者居住権は、相続開始時に配偶者以外の者（他の相続人、第三者）と共有していた場合には、配偶者居住権は成立しません。

これには2つの意味があります。1つは、配偶者をご主人と共有している場合は、自分の共有持分に従って今まで住んでいた建物を使い収益することは可能です。

この場合、配偶者居住権がなくても、住むには困らないということですが、ただ他の共有者から共有物分割請求を起こされると、住み続けることができなくなる可能性があります。つまり、配偶者をご主人と共有していた時でも、配偶者居住権を認める必要があります。

他方、配偶者以外と共有している時は認められないのはなぜかと言うと、もしこれを認めると、配偶者は亡くなるまで居住建物を使用できますので、共有者たる第三者に非常に大きな負担をかけてしまうからです。ということで、配偶者以外の者との共有の場合は、配偶者居住権は成立しないと定められています。

成立要件の2つ目は、相続開始時に居住していたということです。

短期居住権の場合は、無償で居住していた場合に限りでしたが、配偶者居住権では無償という要件はありません。有償でも無償でもどちらでも構いません。同居していなくてもいいとか、被相続人の許諾が無くていいというところは同じです。

では、なぜ無償であることを要件としなかったのでしょうか。例えば、配偶者が賃借権を有していた場合、無償であることが要件であれば配偶者居住権は成立しません。賃借権に基づいて居住できるから差し支えないのではないかとも思われますが、賃借権には期限がありますので、どこかで明け渡さなくてはならなくなって、終身借り続けることができなくなる可能性があります。

したがって、賃借権を持っている配偶者の場合は、賃借権でいくのかそれとも配偶者居住権を行使するか、それぞれの利害得失がありますので、選択の可能性を残したということです。

3つ目の要件は、遺産分割により配偶者が配偶者居住権を認められたか、配偶者居住権が遺贈の目的とされたことです。

遺産分割で「お母さん、ここに配偶者居住権で住み。」という合意ができれば、配偶者居住権は成立します。もう一つは、被相続人が「自宅の配偶者居住権を妻に遺贈する。」と、配偶者居住権を遺贈の目的としたときも同様に配偶者居住権は成立します。

今多く行われている遺言は、「誰々に何々を相続させる。」という遺言で、「誰々に何々を遺贈する。」という遺贈の遺言は少ないのですが、法では特に“遺贈の目的とした”と書かれてあります。

「相続させる。」と遺言書に書いてあっても、遺贈と解すべき特段の事由があれば、遺贈として扱うこと

は可能ですが、ではなぜわざわざ遺贈と書いたのかということです。

それは「配偶者居住権をやる。」と言われても、言われた側からすれば「私はそんなのは要らない。」ということもありえるからです。

というのは配偶者居住権を貰ったら、具体的相続分が決まったときに、配偶者居住権の分だけ差し引きされることになり、他の財産、例えば預貯金は他の相続人よりも少ない分しか貰えないケースが出てくるからです。

そんな時、配偶者としては配偶者居住権よりも、他の財産を沢山欲しいというニーズが出ないとはいえません。

遺言で「相続させる。」となった場合は、それを放棄することはできません。これに対し、遺贈の場合は、放棄することができますので、配偶者居住権についても「遺贈に限る。」としておいて、配偶者が配偶者居住権を取るかそれとも他の財産を取るかの選択の余地を残しておいたのです。そういう理由で「遺贈」と書かれています。

なお、居住建物相続人以外の者に遺贈された場合は、配偶者居住権は成立しません。

また、配偶者居住権の遺贈に関しては、持戻し免除の推定規定が準用されます。

今回の改正で、20年以上の婚姻期間がある場合、居住用建物を贈与や遺贈したときは持戻しを免除したものと推定する規定がありますが、それと同じように配偶者居住権の遺贈も持戻し免除の推定規定が準用されることになっています。

また、家庭裁判所が遺産分割の審判において配偶者居住権の取得を定めることができました。

先程申し上げたように、遺産分割協議の中で「お母さんに配偶者居住権を認めよう。」ということになれば認められますし、「配偶者居住権を妻に与える。」という遺贈があれば、これも認められます。

そのどちらも無く、遺産分割審判になった場合で、共同相続人が「お母さんに配偶者居住権を認める。」という合意をすれば、家庭裁判所は遺産分割審判において配偶者居住権を認めることができます。

つまり、遺産分割協議が上手くまとまらず遺産分割審判になったけれども、皆でそうしようとなった時は、裁判所は審判で、配偶者に配偶者居住権を付与することができるということです。

もう1つは、審判でも共同相続人間の合意は成立しなかったが、遺産分割の当事者である配偶者から遺産分割審判の中で「配偶者居住権が欲しい。」という申し出があった場合、裁判所は配偶者居住権を認めることができます。

すなわち、配偶者居住権は、当然終身となりますので、長男がその家を貰ったとして、配偶者居住権が認められれば、長男の受ける不利益の程度はかなりになるのだけれども、それを考慮してもなお年老いた配偶者のこれから生活の維持を考えると、配偶者居住権を認めなければならないような事情があれば、相続人の合意が無くても、家庭裁判所は配偶者居住権を認めることができます。

○権利内容

この配偶者居住権は、短期居住権が使用貸借類似の権利というのに対して、賃借権に類似する権利という建付けになっています。

その権利内容は、まず短期居住権と違って、建物の一部だけ使用していた場合でも、配偶者居住権が認められれば、建物全部を使用することができます。

また、単に使うだけでなく収益する権限もあります。ただ、従前の用法に従って、善良な管理者の注意をもって使用しなければならないという部分は同じです。

ですから、配偶者居住権を誰かに譲渡するとか、その建物の所有者の了解なしに増改築するとか、第三者に貸すとか、そういうことは配偶者居住権をもってしてもできません。

もし配偶者に義務違反があれば、建物所有者は、配偶者に配偶者居住権の消滅を請求することができます。結果、配偶者は住み続けられなくなります。

また、持ち戻し免除の意思表示が認められる場合を除き、つまり配偶者居住権を与えるけれどもそれを遺産分割時に持ち戻さなくても良いという意味が認められれば別ですが、そうでなければ、終身で使える財産ですので、配偶者居住権の財産的価値に相当する額は相続で取得したものとする取扱いになります。

しかし、配偶者居住権を利用することで、配偶者は以下のようなメリットを得ることが可能となります。

例えば、建物 3000 万円、他に 3000 万円の預貯金がありました。全部で 6000 万円の遺産です。相続人は配偶者と子供一人。配偶者がそこに住み続けるために建物 3000 万円を貰ったとすると、6000 万円の半分を貰ったこととなりますので、現金 3000 万円は子供が貰うこととなります。そうすると配偶者は、家は貰ったけれども、現金はない。現金がなければその後の生活をどうするのかという問題が出てきます。

そこで、配偶者は現物の建物ではなく、配偶者居住権という権利を貰うということにすれば、その価値は 3000 万円まるまるはありません。それが仮に 1500 万円だとすれば、あと 1500 万円分は預貯金を貰えるということになります。そうすれば、居住の場を確保しつつ預貯金も貰えて生活の資金もできます。こういうメリットがこの制度の狙いです。

○存続期間

配偶者居住権の存続期間は、原則終身です。ただし、遺産分割協議で決めた時は、その期間で終了です。例えば「今日から 15 年」と決めれば 15 年間です。遺贈の場合も、遺言の中で「配偶者居住権を与えるけれども期間は 15 年」と書いてあれば 15 年間です。

また、審判においては、裁判所が「諸般の事情を考慮して何年」と決めたら、その決められた時までです。

なお、遺産分割協議で配偶者居住権の存続期間を「当分の間」とか「別途協議で決まるまで」というように書くと、配偶者居住権の登記ができません。登記ができなければ、当然第三者に対抗できません。ですからこういった抽象的な決め方はすべきではありません。配偶者が不安定な状態におかれてしまいます。

なお、存続期間は期間満了によって終了します。更新はありません。

ですから、それ以上そこに住みたいということであれば、その段階で、建物所有者と契約して賃借する等の方策をとる必要があります。

○第三者対抗力

配偶者居住権を取得した配偶者は、建物所有者に対して、配偶者居住権の設定登記を請求する権利があります。建物所有者は登記する義務があるのです。

登記さえすれば、建物所有者が第三者に建物を売ったとしても、配偶者はずっとそこに住んでいられます。すなわち配偶者居住権が登記されていれば、建物を譲り受けた第三者がいたとしても、これに対抗することができます。

例えば、長男がその居住建物を取得し、その後に長男は事業資金を借りて、その建物に抵当権を設定しました。何年か後に、その抵当権が実行された時でも、抵当権が設定される前に配偶者居住権が登記されていれば、配偶者は、その建物を取得した第三者に対抗できるのです。

また、居住建物は配偶者の所有物ではありませんが、配偶者居住権の登記さえあれば、誰かが居住を妨害してきても妨害排除請求ができますし、誰かが不当に一部占有したとしても、その者に対して返還請求ができます。

○価値評価

問題は、配偶者居住権はその価値を相続したものと見なされますが、ではその価値は一体いくらなのかということです。これについては実例もないし、詳細な算定方法も決まっているわけではありません。

大まかに言えば、居住建物・敷地の相続開始時の価格から、それを貰った人は配偶者居住権という負担を受けているわけで、そういう負担の付いた所有権の価格を差し引いた残りが、配偶者居住権の価値ということになります。

当たり前の話ですが、配偶者居住権とそれにより権利が制限された居住建物・敷地の所有権の両方を足して100%という考えです。

では、この負担が付いた所有者の権利をどう評価するかというと、配偶者居住権の負担が無くなった時の価格を算定して、それを現在価格に引き戻す形で計算されます。

例えば、20年ということに決まっているとして、20年後にこの土地建物の価格はいくらかを算定して、それを現在価格に引き直したら一体いくらだということです。言えば簡単ですが、素人には到底計算できません。ですから当事者間で合意できなければ不動産鑑定が必要になってくるかと思います。

○施行日

この配偶者居住権の規定は、配偶者短期居住権と同じように公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日以降に発生した相続について適用されます。

また、政令で定める日以後になされた遺贈について適用され、政令で定める日の前になされた遺贈については適用されません。

つまり、政令で定める日の前に配偶者居住権を遺贈する遺言を作り、政令で定める日以後に死亡したとしても、遺贈による配偶者居住権の規定は適用されません。

すなわち、遺言により配偶者居住権を遺贈できるのは政令で定める日以後ということになります。

4. 遺産分割等に関する見直し

①配偶者保護の方策～持ち戻し免除の推定

次は、遺産分割等に関する見直しです。配偶者保護の方策ということで、先ほど来申し上げています「持ち戻し免除の推定」規定が設けられました。

すなわち、婚姻期間が20年以上の夫婦で、居住の用に供する建物又は敷地を遺贈又は贈与した時は、持ち戻し規定を適用しない旨の意思表示をしたと推定されるとしました。

持ち戻しとは、遺産分割をするときに、生前に贈与している分があれば、つまり相続人に先渡しをしていた財産があれば、それを一旦数字上相続財産に持ち戻した上で、相続分の計算をすることです。

例えば、相続人は配偶者と子供1人、自宅不動産が相続開始時点で2000万円、預貯金が3000万円、自宅は配偶者に既に贈与しているとします。

この場合、相続開始時点における遺産は預貯金3000万円ですが、2000万円の建物は生前贈与されていますので、この建物2000万円分を財産に持ち戻すのです。亡くなった時の財産は5000万円と算定します。

亡くなった時の相続人は配偶者と子供1人ですから、遺産は半分半分です。となると配偶者の取り分は2500万円。しかし、家で2000万円費っていますので、この時貰えるのは500万円ということになります。預貯金は500万しか貰えません。

ところが持ち戻しが免除されていれば、この2000万円は遺産に戻さなくてもいいのです。そうすると遺産総額は、預貯金分の3000万円だけになり、その半分の1500万円がそれぞれの取り分になります。配偶者は生前に貰っていた家はそのまま維持できますので、合計3500万円貰うことになります。

現在も、持ち戻しの免除の意思表示を被相続人がしている場合、つまり「生前に渡した分は持ち戻さなくても良い。」という意思表示があれば、持ち戻さなくてもいいのですが、今回の規定は、そういう持ち戻し免除の意思表示を被相続人がしていない場合であっても、20年間以上連れ添った夫婦間でその居住用建物・敷地を贈与していれば持ち戻し免除の意思表示があったもの推定するという規定を設けたのです。

このように免除の意思表示がなくても、免除の意思があったものとして推定されるわけですが、ただ推定と言うのは“見なす”ということではありません。反証すなわち「いやいやそういう意思はなかった。」と子供が立証すれば、この推定規定は覆ります。そういう場合は持ち戻しということになります。

なお、この場合の婚姻期間20年というのは通算20年ですから、例えば、婚姻して離婚、また同じ人と再婚、そういう場合は、それぞれの婚姻期間を通算して20年です。

なお、この免除の推定を受けるためには、建物は居住用不動産に限定され、また贈与なり遺贈されていることが必要になります。

では、居住用というのは一体どのタイミングで判断されるのか。被相続人が死んだ時は住んでいたが、遺贈した時あるいは贈与された時は住んでいない場合はどうなるのか。

居住用の判断の基準となる時点は、遺言で遺贈した時あるいは生前贈与した時です。相続開始時点での判断ではないということです。この点ご注意ください。

また、相続させるという遺言の場合も、特段の事情があると解して、推定規定を適用するとしています。

この規定は、改正法施行日以後になされた贈与、遺贈について適用となっています。

ですから施行日以前に贈与し施行日以後に死亡したケースでは適用されません。この推定規定を受ける為に自宅を奥さんに贈与しようと思う人は、慌てて生前贈与とか遺贈をしてはだめです。適用がスタートした後にしないと、その効果は得られません。

②遺産分割前における預貯金債権の行使

次は、遺産分割前における預貯金債権の行使についてです。

預貯金債権については最高裁が平成 28 年 12 月 19 日に判決を下しています。それに従って今回改正が行われました。

この判決が出る前は、預貯金債権は被相続人が亡くなったと同時に、それぞれの相続人に法定相続分に応じて帰属するという考え方をしていました。

例えば、預金が 1000 万円あって、相続人は子供 2 人というケースでは、被相続人が亡くなったと同時に、子供は一人 500 万円ずつの預金債権を取得するという考えです。ですから銀行に「500 万円払え。」と言えば、銀行は払わなければなりません。

ただし、相続人全員がその預金債権も分割対象に含めることを了解すれば、それも入れて遺産分割の対象にできます。そういう実務での対応はありましたが、遺産分割の調停においては、原則、預金債権は分割対象にはならないのです。それはなぜかというと相続と同時に帰属が決まってしまうからです。

そうは言うものの、この預金債権は可分債権です。お金で分けられますから便利です。“誰がいくら、誰がいくら”ということでの調整材料に使えます。そういう意味で預金債権を遺産分割の対象とすることの妥当性はあったのです。そのような時に預金債権の取り扱いを巡る訴訟が起こされ、最高裁は「預金債権は遺産分割の対象にする。」との判決を出したのです。

この判決により、預金債権も遺産分割の対象となりましたので、相続人は勝手に遺産たる預金債権を行使できません。相続人全員が協力しないと預金は 1 円も動かさせません。遺産の預金は完全に固定されてしまいます。

しかしながら、相続人は、葬儀の費用もいるし、債務の弁済もしないといけない。それなのに預金が全く動かせないのは問題だということで、一定額の範囲に限って、相続人はその預金債権を行使できるとする規定を設けました。

○預金債権の 3 分の 1 に法定相続分を乗じた額までは権利行使できる

各相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始時の債権額の 3 分の 1 に、当該共同相続人の法定相続分を乗じた額については、単独でその権利を行使することができるという規定です。

例えば、普通預金で 3000 万円ありました。相続人は配偶者と長男の 2 人。この場合 3000 万の 3 分の 1 の 1000 万円に、法定相続分の 2 分の 1 を掛けた 500 万円までは、長男も配偶者も単独で、銀行に「払え。」とすることができるのです。

ただし、一定の限度を設けました。すなわち、標準的な当面の生活費、平均的な葬式費用の額、その他の事情を勘案して、預貯金債権の債務者ごとに、法務省令で定める額を限度とするとしたのです。

ですから、前記の例で 500 万円と申し上げましたが、法務省令で、例えばこの金融機関については 100 万円と決められてしまうと、100 万円しか権利行使はできません。今後、この金額がどう決められるかによって具体的な権利行使の範囲が決まります。

もう 1 つ注意すべきことは、「遺産に属する預貯金債権」となっていますので、「この預金は誰々に贈与する。」、あるいは「遺贈する。」と遺言で処分されると、それは相続開始と同時にその人に属してしまいます。「遺産に属する。」という要件を欠くことになります。

ですから、この規定が適用されるのは、遺贈とか贈与された預金を除いて、亡くなった時に被相続人の財産として残っている預金に限定されます。

なお、預金債権の権利を行使した場合、当然それは分割前の遺産の先取りになりますので、一部分割で取得した遺産としてカウントされます。

○施行日

この規定は、改正法施行日前に開始した相続であっても、改正法施行日以降であれば、権利行使ができるとなっています。

この意味は、改正法施行日は交付の日から起算して 1 年以内に決められますので、仮に平成 31 年 7 月 13 日が施行日となれば、本来その後に発生した相続について適用されるはずですが、今年の 12 月に相続が発生した場合であっても、施行日の来年の 7 月 13 日以降になれば、権利行使できるということです。

5. 遺言制度に関する見直し

①自筆証書遺言の方式の緩和

遺言書というと、だいたい公正証書遺言で、自筆証書遺言は滅多にお目にかかりません。

自筆証書遺言は全文すべてを自筆で書き、日付、氏名も自書し、さらに押印しなければならない。大変手間がかかるのです。不動産をたくさんお持ちで、筆数が 100 筆あって、預金も 20 位の銀行に分けているとすると、100 筆すべての目録も自筆で書き、銀行預金も 20 の銀行名を全て自分で書かなければならない。これは面倒な作業です。

また、そういうことをすれば、間違いも出てきます。間違いの訂正方法も厳格です。そこまで自筆で書かせる意味は無いということで、今回の改正で、目録部分に関しては自筆でなくてもよいとされました。

ただし、目録を添付するだけでは、改ざんされても分からないということで、目録の一枚ごとに署名押印することが必要になります。それでも全部を書くよりはずっと楽です。

この目録はパソコンでプリントアウトしたもので OK です。人に書いてもらっても構いません。不動産の場合、所在地はどこ、地目はなどと書くのは面倒なので、全部事項証明書を取ってきて、それを目録代わりに付けておいても OK です。預金であれば、通帳のコピーを目録として使うことも可能です。

ここで一つ注意しなければならないのは、目録が裏表になる場合は、両面に署名押印する必要があります。ですから、表側に土地番号の 1 番から 30 番までを記載し、裏側に 31 番から 50 番までを記載して、その最後に、署名押印したということでは、要件を充たしません。

このように裏表になっている場合は、表側にも裏側にも署名押印が必要です。

なお、目録が数枚に渡る場合や本文の遺言書と目録の間での「契印」は必要ありません。また、本文に押しあてられた印と目録に押しあてられた印が違っていても構いません。

この自筆証書遺言方式の緩和は、来年（平成31年）1月13日以降に作成される自筆証書遺言からの適用となります。

②自筆証書遺言の保管制度

遺言関係で2つ目の改正は、自筆証書遺言の保管制度ができました。

自筆証書遺言は、遺言者がどこかに置いているでしょうが、その場所を知らされていなければ、どこにあるかは分かりません。また、そもそも遺言書を書いているのかいないのかも分かりません。

公正証書遺言は、公証役場に保管されていますから、あるかないかはすぐに調べられます。そこで今回、この自筆証書遺言も公正証書遺言と同様、法務局で保管できる制度を作りました。

ただし、自筆証書遺言であればどんなでも預かってくれるかというのと、そうではなくて、法務省令で定めた様式に従って作成され、かつ封をされていないものでなければなりません。

また、保管申請するときは、遺言者本人自らが出頭して行わなければなりません。代理人での申請はできません。

遺言書は、保管された日から、遺言者の死亡日から政令で定める一定期間が経過するまで、法務局で保管されます。

なお、保管を頼んだ遺言者は、自ら出頭すればそれを閲覧できますし、返却を受けることもできます。

また、自筆証書遺言の遺言者の相続人、遺言書に受遺者として記載がある者、また遺言執行者に指定されている者（関係相続人等）は、遺言者が死亡した後、法務局に行き、保管ファイルに記録された事項を証明する書面（遺言書情報証明書）の交付や、遺言書の閲覧を請求することができます。ただし、預けられた遺言書自体を受け取ることはできません。

そうはいうものの、自分が関係相続人等になるのか、つまり受遺者として書かれているのかどうか分かりません。そんな場合は、最寄りの法務局に行き、そういう誰々の遺言書に、自分の名前の記載があるかどうか、自分が関係相続人等に当たるのか否かについては確認することができます。

それに自分が該当する場合は、遺言書が何時作成されたのか、保管されている法務局はどこなのか、保管番号は何番なのかといったことが記載された書面（遺言書保管事実証明書）を貰うことができます。

その書面を貰えば、遺言者が自筆証書遺言書をどこの法務局に預けているかが分かりますので、そこへ行き、遺言書情報証明書を貰えば、どんな遺言がされたのかなどの内容が分かります。

なお、法務局に保管されている自筆証書遺言については、裁判所の検認手続きは不要です。

この保管に関する制度は、法律の公布日から2年を超えない範囲で、政令で定める日からとなっており、いつになるかはまだ分かりません。

6. 遺留分制度に関する見直し

①遺留分侵害額の請求

遺留分というのは、被相続人が遺言書を書いても処分できない最低限の相続人の取り分のことをいいます。例えば「全部、長男に相続させる。」と遺言書に書かれてあっても、次男は決められた範囲内で財産を取得する権利があります。これが遺留分です。

遺留分は法定相続分の半分と決められており、次男が、その遺留分を兄に侵害された場合、兄に対して遺留分の減殺請求ができます。

この請求がされると、弟の遺留分に該当する持分について、遺言の効力がなくなり、兄と弟の共有の形になります。

ですから、例えば遺言で「すべての不動産を長男に相続させる。」となっていた場合、次男が遺留分減殺請求をすると、次男の遺留分の侵害がある割合で次男が共有持分を有することとなり、全部の不動産が共有になってしまいます。

そうしますと、遺留分はそれほど大きくはありませんので、例えば20分の1とかそういう細かい共有持分がすべての不動産に付いてしまうことがあり、こうなると両者にとっても不幸です。

遺留分があると言っても、この例のように各不動産に20分の1ずつ持分が付いてしまうと、それを具体的な現金に変えようとするれば、共有物分割請求をして、結果、現物分割ができないので、売って分けるしか方法がありません。

現在、遺留分の減殺請求があった場合、請求された側は、相手側の侵害額に相当するお金を払って、「共有持分を付けることはやめてね。」と言うことはできます。ただ、減殺請求を受けた側が「お金を渡すから共有持分を付けることはやめてね。」と言うことはできますが、減殺請求する側には「お金で渡せ。」と請求する権利はありません。

今はそうなっていますので、最悪の場合、共有になってしまう可能性があります。それではあまり意味がないし、お金を渡すことで現実的な解決になるのだから、今回の改正で、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができるようにしました。

②遺留分算定方法の見直し

遺留分に関するもう1つの改正として、その算定方法が見直されます。

遺留分を計算する時の基礎になる財産は、亡くなった時の被相続人の財産です。これには遺言で遺贈した分も含みます。また贈与した財産も元に戻します。そこから被相続人の債務を引いて、残ったものをベースに遺留分の計算をします。

計算は、今申し上げたように贈与財産も加えることになっていますが、どの範囲の贈与分まで加えるのか、50年前の贈与分までも加えるのかという問題です。

この点については、相続開始前の1年間の贈与に限って加算するとされています。ただし、遺留分を侵害することを知りながら行った分は、全部加算されます。

これに関して、平成10年に最高裁の判決がありました。最高裁は、相続人に特別受益に当たる贈与がなされている場合、特別受益というのは、例えば大学に行く時の費用、結婚後に家を建てる時に渡したお金

といったものですが、それについてはその時期を問わず全部加算する判断したのです。ですから、相続人が貰った特別受益は20年前であろうが、30年前であろうが参入されることになりました。

ただ、20年、30年といった長いスパンで見て、これが特別受益に当たる贈与であったかどうか、単なる生活の支援であったかどうかは明確になるはずも無いし、そういうものも全て参入するとなると遺留分の算定そのものが争いの基になるということで、今回の改正で、第三者に対する贈与は1年間だけれども、相続人に対する特別受益については10年間遡って加算することとしました。

7. 相続の効力等に関する見直し

①共同相続における権利の承継の対抗要件

これは結構大きな改正だと思います。今までは、例えば「自宅不動産を長男に相続をさせる。」という遺言があった場合、相続が開始した時点で、自宅不動産の所有権は長男に移転します。分割協議を経るとかそういうことは一切必要なく、即移転します。

ですから「相続させる。」と書いてある遺言書をもって、法務局で申請すれば、すぐに所有権の移転登記が行われます。

また、このケースで「長男に相続させる。」という遺言があったが、長男はすぐに登記しなかった。そうこうしている間に、勝手に次男が法定相続分に基づく相続登記をした。これは単独でできます。次男は2分の1を相続登記して、その自分の持分を第三者に売ってしまった。そんな場合でも、今までであれば、遺言で貰った長男は、第三者に対して「100%俺のものだ。」と対抗できました。

ところが今回、相続による権利の承継は、遺産分割によるものかどうかに関わらず、法定相続分を超える部分については、登記その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができないと改正されました。

これは、今の例で言えば、登記がない間に次男の共有持分の2分の1を第三者に移転させられてしまったら、長男は第三者に「私が100%の所有者です。」と対抗できなくなるということです。長男の法定相続分を超える2分の1については登記がなければ第三者に対抗できませんので、第三者と2分の1ずつの共有になってしまいます。

ですから、今までなら慌てて登記しなくてもよかったのですが、この法律が施行された後はすぐに登記しないと、第三者に譲渡されてしまったら対抗できなくなってしまいます。

今は不動産の例でご説明しましたが、預貯金の場合でも一緒です。

債権を相続で受けた場合、債権譲渡と一緒にするので、預金を貰った人は、すぐに銀行に「この預金債権は私が相続しました。」と通知しておかないと、被相続人の債権者が差し押さえにきた場合、この債権者には勝てないということになってしまいます。この変更は、結構実務的に大きいかと思います。

②相続債務の承継

これは、被相続人の債務の債権者は、各相続人に対し法定相続分もしくは指定相続分のいずれに従って権利行使できるのかという問題です。

これに関して最高裁の平成 21 年判決があります。

遺言で相続分を指定している場合、例えば相続人 A、B 2 人がいて、本来ならば 2 分の 1 ずつですが、遺言書で A が 3 分の 1、B が 3 分の 2 と相続分を指定していたとします。この時、被相続人は銀行から 3000 万円を借り入れていた。

この場合、指定相続分であれば、銀行は A に対して 1000 万円、B に対して 2000 万円の債権を持っていることとなりますが、銀行からすれば、A も B も潤沢にお金を持っていればいいですが、A はお金を持っているけれども B はお金を持っていないというような時は、B に対して 2000 万円の権利を有してもその回収ができない。そんな場合は、A B 2 分の 1 の 1500 万円ずつの権利行使をしてもいいというのが最高裁の判断です。

これを今回、明文化しました。

今の例で言えば、金融機関は法定相続分の 1500 万円ずつで権利行使をするか、それとも指定相続分に基づいて A から 1000 万円、B から 2000 万円の行使をするか、そのどちらでもかまわないということです。好きな方で権利行使をしてくださいということです。

なお、但書きに「債権者が共同相続人の一人に対して指定された相続分に応じた債務の承継を承認した時はこの限りではない。」となっていますので、銀行が A に対して 1000 万円払え、B に対して 2000 万円払えという指定相続分を承認する形で請求したら、その時はもう「法定相続分の 1500 万円ずつに戻して。」とは、言えなくなります。

この関係で、金融機関はこういう指定相続分の遺言があること自体分かりませんから、A・B 両者に 1500 万円ずつ請求して、A から 1500 万円回収できたが、B からは全然回収できていないという状況で、遺言書が見つかった。遺言書によると 1500 万円返してくれた A の指定相続分は 2000 万円だったので、指定相続分に従って A に対しあと 500 万円請求できるかという問題があります。この場合、指定相続分に基づく請求に変更することは可能といわれていますが、A との間で債務の承継を承認した覚え書きとして「A は債務 1500 万円を弁済してください。」といったものを作った時は、A に対しあと 500 万円を請求することは難しいのではないかと。裁判例があるわけではありませんが困難ではないかということです。

今度は逆に、指定相続分に従って権利行使をした。「A は 2000 万円」、「B は 1000 万円」という合意をした。ところが 2000 万円の債務を承継した A が、その後の事情で資力が無くなってしまった。そういうときに A B 各 1500 万円に戻せるのかと言うと、これは前述の但書きがあつて戻すことはできません。指定相続分で承認してしまっていますから、法定相続分には戻せません。

8. 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

①55 年の寄与分制度～相続人の寄与

相続人の寄与については最初に申し上げましたように、55 年改正で寄与分制度ができました。

例えば、相続人の一人が、被相続人の療養看護につき療養費とか看護費を 300 万円負担していたとします。この場合、遺産分割時に特別の寄与をしたので寄与分として 300 万円が認められたら、遺産額からこの 300 万円は横に置いておいて、残った遺産を皆で分けます。分けた後に、横に置いていた 300 万円は寄

与した人がもらいます。こういう建付けになっています。

ただし、この相続人の寄与分は、寄与の程度が、被相続人と相続人の身分関係に基づいて通常期待される程度の貢献を超えた高度なものである場合だけに限って認められます。

文字通り特別の寄与をしたことが、この寄与分制度の要件です。ですから「普通、親子だったらやるでしょう。」といった程度であれば、この寄与は認められません。

②特別の寄与～相続人ではない親族の寄与

今回、相続人ではない人の特別の寄与について報いましょうという制度を設けました。

内容は「被相続人に対して無償で療養看護その他の労務を提供したことにより、被相続人の財産の維持又は増加について特別な寄与をした被相続人の親族（相続人等は除く。）は、寄与度に応じた額の金銭の支払いを相続人に対し請求できる。」というものです。

この特別の寄与が認められるには、相続人以外の親族が「療養看護その他の労務を提供した。」ことが要件になります。

これまでの相続人の寄与分は、労務を提供しただけではなくて財産上の給付をしたことでも寄与分が認められますが、今回の特別の寄与は「労務の提供」が要件になっています。ですから療養看護のためのお金を出したというだけでは、この特別の寄与は認められません。

通常考えられるのは、ご主人が無くなった後、奥さんがご主人のご両親の面倒を見たというようなケースが想定されています。

それと、ここで言うところの「特別の寄与」というのは、相続人の寄与分の場合と異なり厳格ではありません。通常期待される程度の貢献を超えた高度なものである必要はありません。「特別の寄与」とは言うものの、特別でないといけないというところまでの厳格さはありません。貢献の程度が、一定程度を超える寄与であれば、認められます。

請求できるのは被相続人の親族ですが、相続人ではない人です。相続人であれば、相続に与れますので、この制度からは外れます。この規定は、一生懸命頑張ったけれども、相続人でないので何も貰えない親族にも請求を認めるという制度です。

では、相続を放棄した相続人はどうなるのか。法定相続人であっても相続放棄をすれば相続人ではありませんので、相続人でない親族に該当することになりますが、法は「相続放棄をした者は除く。」と明記していますので、寄与分請求はできません。

③特別寄与料の請求

この特別寄与料の請求は、相続開始後に相続人に対して行います。相続人が複数いれば、法定相続分もしくは指定相続分に応じて請求することになります。

④協議に変わる処分の請求

特別寄与料の額について相続人と話をしたけれど、寄与料について話がまとまらない場合は、家庭裁判

所に調停や審判を申し立てて、家庭裁判所で決めてもらうこともできます。

ただ、家庭裁判所に申し立てをするには、相続の開始及び相続人が誰かが分かった時から6か月以内にしなければなりません。その期間が過ぎれば請求できなくなります。また、相続が開始されたときから1年を経過してしまったときも同様に請求できなくなります。

相続人の寄与分については、遺産分割協議が調わない限りはいつでもできますが、相続人でない親族の寄与料の請求については、家庭裁判所に対する申し立ての期間がありますので、相続人間の遺産分割協議が調わず親族の寄与料についての合意ができないようなら、できるだけ早く家庭裁判所に申し立てることが必要となります。

(終わり)